

藤沢市産後ヘルパー事業

(多胎児、慢性疾患児等を養育する家庭のための支援)

ご不明な点等は地区担当保健師にご相談ください



【利用方法】

①申請後、「藤沢市産後ヘルパー事業利用決定通知書」を受け取られたら、サービスを実施している藤沢市産後ヘルパー事業受託事業者に、直接ご予約ください。

②利用日当日、「藤沢市産後ヘルパー事業利用決定通知書」を予約した事業者にご提示ください。

※決定通知書の提示がない場合、藤沢市産後ヘルパー事業としてご利用いただけず、全額自己負担となります。

③ご利用後、自己負担金額を事業者に直接お支払いください。

＜注意事項＞

※上限回数を超えての利用や、対象期間外に利用した場合は、事業者の定める金額を全額自己負担していただきます。

※家庭内に感染症に罹患している方がいる場合や、主に養育している方に心身の不調があり医療的介入が必要な場合はご利用できません。

※事業者によって、キャンセル料がかかる場合があります。詳しくは事業者にご確認ください。

【お問い合わせ先】

藤沢市 親子すこやか課（こども家庭センター）母子保健担当

＜南保健センター＞

住所：藤沢市鵜沼2131-1
（藤沢市保健所内）

電話：0466-50-3522

FAX：0466-50-0668

＜北保健センター＞

住所：藤沢市大庭5527-1
（保健医療センター内）

電話：0466-50-8215

FAX：0466-88-6447

【対象】

藤沢市に住民登録のある方で、在宅で生後1年未満の多胎児や慢性疾患児※1、極低出生体重児を主に養育する産婦等

※1小児慢性特定疾病等の疾患名で在宅で療養している児がいる家庭

【利用料金】 1回 2,000円（藤沢市一部負担後の金額）

※市民税非課税世帯及び生活保護世帯の場合、自己負担金が免除になる場合があります。詳しい要件はお問い合わせください。

※利用料金の他に別途交通費等がかかる場合があります。

【利用時間】 1回 2時間まで（準備・片付け・記録等含む）

月曜日から金曜日の8時30分から17時まで
（年末年始、祝日等を除く）

【利用回数】 1度の出産につき20回まで

【利用内容】 家事支援、育児・養育支援、子育てに関する相談等

【利用申請について】

地区担当保健師に申請方法をご確認ください。

「藤沢市産後ヘルパー事業利用申請書兼同意書」の提出が必要です。
必要に応じて、ご家庭の状況などをおうかがいたします。

※事務手続きに概ね2週間程度かかります

